

令和6年第3回定例会(9月)議決結果

第3回定例会が令和6年9月6日から20日まで15日間の会期で開催されました。決算、補正予算など18議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などの一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険の被保険者証が廃止となることから、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、児童扶養手当の支給要件である所得制限額が緩和されることから、児童扶養手当法施行令の条文を引用している当該条例の一部を改正するものです。

●芦屋町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定

(可決 賛成多数)

地方自治法の一部改正により地方議会議員の兼業禁止規定が改められ、各会計年度における議員個人による地方公共団体に対する請負対価の総額上限が300万円までに緩和されたため、芦屋町政治倫理条例におきましても、昨年6月に一部改正が行われたことに伴い、議員個人の請負状況の透明性を確保するとともに、議会運営の公正、及び事務の執行の適正を図るため、新たに公表に関する条例を制定するものです。

【予 算】

●令和6年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ1,000万円の増額補正を行うものです。

歳入＝子育て世帯訪問支援事業などに係る国県補助金を計上するほか、補助金の減額により不足する財源を補うため、過疎対策事業債を増額計上するとともに財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 人件費や物価の高騰及び円安などの影響により、あしや砂像展実行委員会補助金を増額計上するとともに、令和6年 10 月1日から郵便料金が改定されることに伴い、通信運搬費を増額計上しています。なお、芦屋東小学校校舎大規模改修事業については、継続費の補正措置をしております。また、議会タブレット導入事業、ペーパーレス会議システム導入事業及び芦屋港活性化整備計画策定事業につきましては、繰越明許の措置をしており、ふるさと納税事業経費については、債務負担行為の措置をしております。

【決算】

- 令和5年度芦屋町一般会計決算の認定
- 令和5年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定
- 令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定
(認定 賛成多数)

- 令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定
- 令和5年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定
- 令和5年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定
- 令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定
- 令和5年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定
(認定 満場一致)

【契約】

- 城山公園法面整備工事(雁木区側)請負契約の締結
(同意 満場一致)

城山公園法面整備工事(雁木区側)について、請負契約を締結します。

- 緑ヶ丘団地8棟外部改修工事請負契約の締結
(同意 満場一致)

緑ヶ丘団地8棟外部改修工事について、請負契約を締結します。

【その他】

- 福岡県と遠賀郡芦屋町との間の芦屋港港湾施設の事務の委託に関する規約の制定
(可決 賛成多数)

芦屋港活性化事業において、福岡県が管理する地方港湾芦屋港を、芦屋町が管理運営するため、地方自治法第252条の14第1項に基づき、福岡県と芦屋町との間で港湾管理事務の事務委託に関する規約を制定し、同条第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

●電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更

(可決 満場一致)

他自治体と共同利用している戸籍情報システムのクラウド化に伴い、規約の変更が必要になることから、地方自治法第 252 条の 14 第2項に基づき、芦屋町と飯塚市との戸籍の事務委託に関する規約を変更するため、同条第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

●福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議

(可決 賛成多数)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、後期高齢者医療被保険者証が廃止となることから、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があります。当該規約の変更に関しては、地方自治法第 291 条の3第1項に基づき、関係市町村との協議を行わなければならないため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決をお願いするものです。

●令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分

(可決 満場一致)

未処分利益剰余金の一部を自己資本金に組み入れ、残りを利益積立金に積み立てるため、地方公営企業法第 32 条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

【報告】

●令和5年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

●地方独立行政法人芦屋中央病院の令和5事業年度における業務実績に関する評価結果

地方独立行政法人法第 28 条第1項第1号の規定により評価を行いましたので、同条第5項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅の家賃滞納者に対し、建物明渡しなどを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅の家賃滞納者に対し、滞納家賃の支払いなどを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

●**専決処分事項の報告**

町営住宅の家賃滞納者に対し、建物明渡しなどを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。